

ガス主契約料金表

(東邦ガスエリア)

JP エネルギー株式会社

ガス料金その他の供給条件の内容

1 対象となるお客さま

東邦瓦斯株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) ガス需給約款1（適用）に定めるお客さまであること。
- (2) 当社が、当社の定める方式により、この主契約料金表により算定されたガス料金を請求できること。

2 ガス料金

ガス料金は、別紙「JP ガスプラン料金表」（3（割引制度）を適用する場合は、別紙「割引制度適用後料金表」とします。）に定める基本料金および従量料金の合計といたします。

ただし、従量料金は、別表第1（原料費調整）1(1)によって算定された平均原料価格が83,350円を下回る場合は、別表第1（原料費調整）1(4)によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表第1（原料費調整）1(1)によって算定された平均原料価格が83,350円を上回る場合は、別表第1（原料費調整）1(4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

3 割引制度

- (1) この主契約料金表が適用されているお客様であって、以下の適用条件を満たす場合には、当社が定める申込方法により、以下に定める割引制度の適用を当社に申し込むことができるものといたします。

でんきセット割

適用条件

イ お客さまが、当社が取扱う電力供給サービスのうち以下に指定するプラン（以下、総称して「対象電力プラン」といいます。）を利用中であり、かつ、お客さまから当社に対してその旨の申告があること

ガスプラン	対象電力プラン
JP ガスプラン	JP でんき 法人プラン B JP でんき 法人プラン C

ロ 対象電力プランの電力需給契約の契約者名義及び契約者住所が、ガス需給契約の契約者情報と同一であること

割引内容

割引適用後のガス料金を、別紙「割引制度適用後料金表」に定める基本料金および従量料金の合計といたします。ただし、従量料金には、2（ガス料金）ただし書に定めるとおり、原料費調整を適用するものといたします。

- (2) 割引制度の適用開始日は、需給契約にもとづく需給開始の日といたします。
- (3) 割引制度の適用終了日は、需給契約が解約された日といたします。
- (4) お客さまに割引制度適用に関する違反があった場合（(1)の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、当社の申し出にもとづき、割引制度の適用を終了できるものといたします。なお、(1)の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。
- (5) (4)にもとづく割引制度終了の日は、当社の申し出がお客さまに到着した日以降最初の検針日といたします。なお、申し出がお客さまに到着した日が検針日と同日の場合は、その日といたします。

4 初回事務手数料

初回事務手数料として、3,850円（消費税込）を申し受けます。

5 解約事務手数料

更新月（需給開始月（需給契約が更新された場合には、更新された月）から起算して36ヵ月目とその翌月を指すものとします。）を除き、契約期間内に解約となる場合、解約事務手数料として3,850円（消費税込）をお支払いいただきます。ただし、以下の理由の場合を除きます。

- イ 建替により解約する場合で、建替後も当社とご契約いただく場合
- ロ その他お客さまの責に帰さない事由で解約する場合

6 日割計算

- (1) 当社は、(2)の規定により料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として料金を算定いたします。
- (2) 当社は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の料金を日割計算により算定いたします。ただし、当社の都合で料金算定期間の日数が36日以上になった場合を除きます。
 - イ 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下または36日以上となった場合
 - ロ ガスの供給を開始し、または需給契約が終了した場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合
 - ハ 需給契約を変更したことにより、料金に変更があった場合で、料金算定期間が29日以下または36日以上となった場合

ニ ガス需給約款 27（供給の制限等）(1)の規定によりガスの供給を中止した場合はお客様に使用を中止していただいた日の翌日までガスの供給を再開しなかった場合

ホ ガス需給約款 28（供給の停止）の規定によりガスの供給を停止した場合で、料金算定期間が 29 日以下または 36 日以上となった場合

ヘ ガス需給約款 29（供給の制限等の解除）(1)の規定によりガスの供給を再開した場合で、料金算定期間が 29 日以下または 36 日以上となった場合

(3) 当社は、(2)イからホまでの規定により料金の日割計算をする場合は、別表第 2 - 1（料金の日割計算(1)）によります。

(4) 当社は、(2)への規定により料金の日割計算をする場合は、別表第 2 - 2（料金の日割計算(2)）によります。

(5) 当社は、料金について、その計算の結果、1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

7 供給ガスの熱量、圧力および燃焼性

この主契約料金表による供給ガスにおける熱量、圧力、燃焼性は、次のとおりといたします。なお、供給ガスは、燃焼性によって類別されており、この主契約料金表による供給ガスの類別は 13A であるため、13A とされているガス機器が適合いたします。

熱量 標準熱量……45 メガジュール

最低熱量……44 メガジュール

圧力 最高圧力……2.5 キロパスカル

最低圧力……1.0 キロパスカル

燃焼性 最高燃焼速度……47

最低燃焼速度……35

最高ウォッベ指数……57.8

最低ウォッベ指数……52.7

8 その他

その他の事項については、ガス需給約款に定めるところによるものといたします。なお、この主契約料金表の各用語の定義は、別段の定めが無い限り、ガス需給約款の定めに従うものとします。

附 則

1. 実施期日

この主契約料金表は、2020年2月1日から実施いたします。

別紙 料金表

1. 適用区分

使用量が 20 立方メートルまでの場合には料金表 A を、使用量が 20 立方メートルをこえ、50 立方メートルまでの場合には料金表 B を、使用量が 50 立方メートルをこえ、100 立方メートルまでの場合には料金表 C を、使用量が 100 立方メートルをこえ、250 立方メートルまでの場合には料金表 D を、使用量が 250 立方メートルをこえ、500 立方メートルまでの場合には料金表 E を、使用量が 500 立方メートルをこえる場合には料金表 F を、それぞれ適用いたします。

■JP ガスプラン料金表（税込）

(1) 料金表 A

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき 705 円 87 銭

ロ 従量料金

従量料金は、その 1 月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき 210 円 52 銭

(2) 料金表 B

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき 1,477 円 66 銭

ロ 従量料金

従量料金は、その 1 月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき 169 円 03 銭

(3) 料金表 C

イ 基本料金 基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき 1,705 円 00 銭

ロ 従量料金

従量料金は、その 1 月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき 164 円 14 銭

(4) 料金表 D

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき 1,932 円 33 銭

□ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき 161 円 70 銭

(5)料金表 E

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき 2,462 円 77 銭

□ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき 159 円 41 銭

(6)料金表 F

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき 6,611 円 60 銭

□ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき 150 円 49 銭

■割引制度適用後料金表（でんきセット割）

(1) 料金表 A

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき 629 円 97 銭

□ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき 210 円 52 銭

(2) 料金表 B

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき 1,318 円 77 銭

□ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき 169円03銭

(3) 料金表 C

イ 基本料金 基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき 1,521円66銭

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき 164円14銭

(4) 料金表 D

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき 1,724円55銭

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき 161円70銭

(5) 料金表 E

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき 2,197円96銭

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき 159円41銭

(6) 料金表 F

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1契約につき 5,900円68銭

ロ 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1立方メートルにつき 150円49銭

別表第 1（原料費調整）

1 原料費調整額の算定

- (1) 平均原料価格 1 トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均原料価格は、10 円単位とし、10 円未満の端数は、1 円の位で 四捨五入いたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの LNG 平均価格

B = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの LPG 平均価格

$$\alpha = 0.9576 \quad \beta = 0.0466$$

(2) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1 トン当たりの平均原料価格が 83,350 円を下回る場合 調整単位料金（1 立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 1 トン当たりの平均原料価格が 83,350 円を上回る場合

調整単位料金（1 立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨ていたします。

(3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に使用されるガスに適用いたします。なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の前日までの期間

毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(4) 原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

(5) 基準平均原料価格 1トン当たりの基準平均原料価格は83,350円といたします。

(6) 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額 = 平均原料価格 - 基準平均原料価格

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額 = 基準平均原料価格 - 平均原料価格

2 基準単価

基準単価は、平均原料価格が 100 円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 立方メートルにつき 8 銭 1 厘

3 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1(1)の各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの L N G 平均価格、1 トン当たりの L P G 平均価格および 1(2)によって算定された原料費調整単価を 当社所定の方法にてお知らせいたします。

別表第 2 - 1 (料金の日割計算(1))

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、別紙 料金表のいずれの料金を適用するかは、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、次の 日割計算日数で除した 1 か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金 × 日割計算日数 / 30

<備考>

イ 基本料金は、別紙料金表における基本料金（割引制度を適用する場合は 割引制度適用後料金表における基本料金）とします。

ロ 日割計算日数は、料金算定期間の日数とします。

ハ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨てとします。

(2) 従量料金 この主契約料金表に定めるとおりの従量料金といたします。

別表第 2 - 2 (料金の日割計算(2))

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、主契約料金表のいずれの料金を適用するかは、料金算定期間の使用量に 30 を乗じ、30 から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した 1 か月換算使用量によります。

(1) 日割計算後基本料金

基本料金 × (30 - 供給中止期間の日数) / 30

<備考>

イ 基本料金は、別紙料金表における基本料金（割引制度を適用する場合は 割引制度適用後料金表における基本料金）とします。

ロ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給開始の日までの日数とします。ただし、31 日以上の場合は 30 日とします。

ハ 計算結果の小数点第 3 位以下の端数は切り捨てとします。

(2) 従量料金 この主契約料金表に定めるとおりの従量料金といたします